

学校生活のきまり

1, 登下校

- (1) 登校は、原則として8時00分から8時20分とする。
部活動の朝練習は、7時30分～8時05分までとする。8時20分には教室にいるよう後片付けをして標準服に着替えること。 *遅刻は8時25分に自席に座っていない生徒とする。
- (2) 登下校の際には、交通ルールを守る。
- (3) 自転車による通学は禁止する。また、区域外から通学する場合も公共交通機関を利用する。
- (4) 登校から下校までの間は、校外に出ない。
- (5) 下校は、1年間を通じて16時を原則とする。
学級・係・委員会・部活動等で残留する場合、完全下校を18時30分(11月～2月は18時)とする。
- (6) 下校の際は、寄り道をしないでまっすぐ帰宅する。
- (7) 正門を利用し、裏門は使用しない。
- (8) 下校中、正門の前などに集まらないで、速やかに下校すること。
(地域の方々や部活動の妨げになるので、絶対に集まらないこと。)

2, 欠席・遅刻・早退

- (1) 欠席・遅刻をする場合は、始業前(8時15分まで)に電話または生徒手帳で連絡をする。
- (2) 早退する場合は、手紙・生徒手帳等で朝のうちに連絡をする。
- (3) 授業開始後、遅刻して登校したときは職員室に寄り、学年あるいは職員室にいる先生に登校してきた旨を連絡してから教室に行く。
- (4) 体調不良等で早退したときは、帰宅したら必ず学校に電話連絡を入れる。

3, 服装

- (1) 冬服・夏服とも本校指定の標準服を着用する。
- (2) 年間を通して標準服を着用するが、儀式等で季節に伴う標準服を指定することがある。
- (3) 冬服には校章をつける。夏服ではネクタイ・リボンを使用しない。
- (4) 身だしなみに気を配り、だらしない服装にならないようにする。
 - ・ズボンは下げて履かない。ベルトは黒色無地で飾りのないもの。
 - ・スカート丈は、膝頭が隠れる(膝立ちした時に裾が床につく)長さとする。
- (5) セーター、ベスト(カーディガンも可)は白・黒・紺・茶・グレーの無地(ワンポイント可)で、Vネックのものを着用してよい。ただし、着用する場合は、上着の袖や裾からはみ出させないこと。
夏服には学校指定のベストを着用してもよい。
- (6) コートを使用する場合は、ピーコート、ダッフルコート、スクールコートのいずれかとし、色は黒・紺・グレー・茶の無地とする。教室内では着用しない。
- (7) 手袋、マフラー、ネックウォーマーは派手でない物を着用してよい。教室内ではつけない。
- (8) 通学靴は、運動靴か黒の学生靴とする。
- (9) 靴下は、白、黒、紺、グレーのソックス(ワンポイント可)とする。ルーズソックス、くるぶしソックスは禁止とする。スカート着用時に、黒タイツを着用してもよい。
- (10) 上履きは体育館でも使用するので、上履きで校庭や指定された以外のコンクリート部分へ出ない。
- (11) 通学バッグは特に指定しない。華美にならず学習にふさわしいバッグを使用する。目印のためキーホルダー1つは、つけてもよい。

4, 頭髪等

- (1) 学校生活に支障がない髪型にする。染色・脱色・パーマなどの特殊な髪型は禁止とする。
- (2) 頭髪は前髪が目にかからないこと。髪の長さが肩に触れる場合は、ヘアピンやゴムで結び、飾りがない黒・紺・茶色のものを使用すること。
- (3) 化粧やその類、ヘアバンド、リボンは禁止する。

5, 持ち物

- (1) 学校生活に関係ないものは持ってこない。
- (2) カッターなどの刃物類は、指示されたとき以外は持ってこない。
- (3) 貴重品を持ってきたときは、朝のうちに担任に預ける。
- (4) 整髪料・制汗スプレー・色つきリップスティックは、使用・持込み禁止。
*制汗シート、ハンドクリーム、日焼け止め、薬用リップ（いずれも無色・無臭）は使用・持ち込み可とするが授業中に使用しない。

6, 校内生活のマナー

- (1) 礼儀作法
 - ・明るいあいさつと正しい言葉遣いを心掛け、思いやりの心を持って行動する。
 - ・先生や来校された方に対して、敬語で話す。
- (2) 休み時間
 - ・チャイム着席をし、次の授業の準備をする。教室移動の場合は、特に注意する。
 - ・ガラス窓の外側（2階テラス含む）には出ないこと。
- (3) 授 業
 - ・学校生活で重要な時間です。教科担当の先生の話真剣に聞いて、集中して授業に取り組む。
- (4) 給 食
 - ・当番は白衣を着用し、手を洗って配膳する。他の生徒は手を洗い、トイレをすませて着席をする。全員がそろってから「いただきます」をし、給食終了まで席を立たない。食事のマナーを守り、バランスよく残さずに食べるようにする。
- (5) トイレ
 - ・原則として各学年の階のトイレを使用する。いつでも清潔に使用すること。
 - ・トイレはみんなが使いやすいように、使用したら速やかに移動する（集団で溜まらない）。
- (6) 教室・廊下
 - ・他のクラスの教室には入らない。他の学年の廊下は通らない。右側通行を守り、走らないこと。
- (7) 更衣室
 - ・体育の更衣は、各学年の更衣室を使用する。部活動の更衣についても同じとする。
 - ・トイレでの更衣はしない。
- (8) 下駄箱
 - ・各学年とも、正門の昇降口の下駄箱を使用する。使用する際、カーペットからは土足厳禁とし、みんなが使いやすい様に使用する。
 - ・靴の泥は、昇降口で落としてから入る。特に体育の授業後や避難訓練後は、しっかり靴の底の泥を落とし、昇降口をきれいに使うこと。
 - ・下駄箱の上は、絶対に靴など置かない。
 - ・上の段に上履き、下の段に外履きを入れること。
- (9) 職員室
 - ・職員室への入退室時は、バッグ等を廊下に置き、大きな声で名乗り挨拶をする。冬はコートやマフラーをはずしてから入室する。また、定期テスト前後1週間は入室を禁止する。

(10) 清 掃

- ・清掃は、学活後すぐに協力して開始する。終了したら班長は、担当の先生に報告し、点検を受ける。

(11) 朝礼・儀式の時の服装

- ・標準服を正しく着こなし、服装・身だしなみには注意を払う。ワイシャツの第一ボタンを留め、ネクタイ・リボンがだらしないようにする。男子は、第一ボタンをネクタイの結び目で見えない様に締める。女子は、第一ボタンをリボンで隠すようにリボンのゴムを調整する。
- ・冬服の使用時にはブレザーを着用し、ブレザーのボタンを留め、校章もつける。

(12) 器物破損などが生じた場合

- ・学校は、区の大切な建物です。建てられたままに維持していくことが大切です。もし、器物破損などが生じた場合、必ず担任や教職員に連絡し、状況を報告する。また、防火扉にも注意し作動してしまった場合（職員室で警報が鳴る）は、速やかに教職員（職員室）へ連絡をする。

(13) 『ふれあい（いじめ防止強化）月間』の実施の時は、相談用紙にしっかり記入をしよう。

- ・区や学校は、楽しいはずの学校生活が「いじめなどでの原因で学校を欠席する。」ことがないように、教育相談室（カウンセリング室）の設置や『ふれあい（いじめ防止強化）月間』の相談日などを設けています。見て見ぬふりをすることが嫌がらせ、いじめを助長することになります。また、自分では嫌がらせやいじめ被害を言い出せないことがあります。周囲で嫌がらせやいじめを発見した時は、見て見ぬふりをせず報告をしましょう。

7, 下校後の生活について

- ・学校生活（授業や学級の係活動や部活動）を充実させるために生活リズムを崩さないこと。（早寝、早起き、朝食をとる、時間を守るなどのことを心がける。）
- ・定期テスト等で早く帰宅した場合、決められた時間まで自宅学習の時間に充てること。
- ・自宅での携帯電話やスマートフォンなど、必要な時だけ使用する。使用する場合、①他者の人権を守る。②様々な誘いに乗らない。③被害者や加害者にならない。などしっかりルールを守って使用する。もし、被害にあったり、不適切な使用を発見したりした場合は保護者や教職員・関係機関に相談すること。最近、わいせつや不適切な画像・動画の提供、要求、所持、拡散トラブルの当事者になるケースが急増しています。

8, その他

- ・部活動のきまりは別に定める。